

女性の活躍に関する公表について

社会福祉法人あけぼの会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 20 条第 1 項に基づき、次のとおり公表します。

1 男女間賃金差異

対象期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

- ・全労働者：97.9%
- ・正規雇用労働者：80.6%
- ・非正規雇用労働者：155.2%

※男性の平均年間賃金を 100%とした場合の女性の割合です。

※項目（職種）ごとの男女比として算出しています。

2 女性管理職比率

集計時点：令和 8 年 3 月

- ・管理職に占める女性の割合：80.0%

3 女性労働者の割合

集計時点：令和 8 年 3 月

- ・正規職員：93.5%
- ・非正規職員：91.5%
- ・法人全体：92.7%

※在籍する休業・休暇中の職員も含めて集計しています。